

○甲府地区広域行政事務組合火災予防 防施行規程

(昭和五十五年四月一日
消本規程第一号)

改正	昭和六〇年	五月	一日	消本規程第六号
	昭和六一年	六月	一日	消本規程第四号
	平成四年	四月	一日	消本規程第五号
	平成四年	七月二〇日	消本規程第一四号	
	平成八年	三月二二日	消本規程第二号	
	平成一三年	三月	一日	消本規程第一号
	平成一五年	二月二七日	消本規程第一号	
	平成一六年	三月二二日	消本規程第五号	
	平成一六年	三月二九日	消本規程七号	
	平成一七年	二月二七日	消本規程第二号	
	平成二〇年	一月	一日	消本規程第五号
	平成二二年	三月二六日	消本規程第一号	
	平成二三年	二月二〇日	消本規程七号	

(目的)

第一条 この規程は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)、及び消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)、並びに甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(昭和五十一年条例第五号。以下「条例」)

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防防施行規程)

A〔甲府広域二二〕

という。〕及び甲府地区広域行政事務組合管理者事務専決規則(平成三年規則第二号)の規定による消防長の権限に属する火災予防事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(立入検査等の証票)

第二条 法第四十四条第四項(法第十六条の五第三項及び法第三十四条第二項の規定で準用する場合を含む。に規定する消防職員の立入検査又は火災原因及び損害の調査に使用する証票は、甲府地区広域行政事務組合消防職員手帳をもって充てる。

(火災警報の発令)

第三条 法第二十二條第三項の規定による火災警報は、おおむね次の各号に掲げる気象状況で、火災の予防上危険であると認めたときに発令する。

- 一 実効湿度六十パーセント以下、最少湿度三十五パーセント以下で最大風速毎秒七メートル以上になる見込みのとき。
- 二 実効湿度五十パーセント以下で最少湿度二十五パーセント以下になる見込みのとき。
- 三 平均風速毎秒十四メートル以上の風が吹く見込みのとき。

(火災の通報場所)

第四条 法第二十四条第一項(法第三十六条の規定で準用する場合を含む。の規定により火災を発見した者の通報場所は、甲府地

区広域行政事務組合消防本部のほか、消防署又は消防出張所とする。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第五条 令第三十五条第一項第三号の規定による防火対象物は、令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十三)項まで、(十四)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のものとする。

(消防設備士免状の交付を受けている者等に点検をさせなければならない防火対象物の指定)

第六条 令第三十六条第二項第二号の規定による防火対象物は、令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十三)項まで、(十四)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のものとする。

(防火対象物の点検基準等)

第六条の二 規則第四条の二の六第一項第九号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項を次のように定める。

一 条例第三条から第二十二條(第十一条から第十七條及び第十七條の三を除く。)までの規定により、火を使用する設備等が設置及び管理され、又は火を使用する器具等の取扱いがなされていること。

二 条例第十七條の三及び第二十二條の二の規定の適用を認めた

状況で設置及び管理されていること。

三 条例第二十三條及び第二十六條の規定により、火の使用に関する制限等が遵守されていること。

四 条例第三十條から第三十四條までの規定により、指定数量未満の危険物及び指定可燃物が貯蔵及び取扱いされていること。

五 条例第三十四條の三の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

2 前項各号の規定による点検の結果は、法第八条の二の二第一項に基づく報告に防火対象物点検票(第一号様式、第二号様式、第三号様式)を添付して行うものとする。

(防火対象物点検結果報告)

第六条の三 消防署長は、法第八条の二の二第一項の規定により防火対象物点検結果報告書を受理したときは、防火対象物点検結果報告書整理簿(第四号様式)に記録し、審査しなければならない。

2 前項の規定による審査結果の報告は、防火対象物点検結果審査報告書(第五号様式)により行うものとする。

3 課長又は署長は、防火対象物点検結果報告・特例認定及び管理権原者変更届出書受理状況表(第六号様式)により月間集計を行い、翌月十日までに消防長に報告するものとする。

(特例認定)

第六条の四 消防署長は、法第八条の二の三第二項の規定により防火対象物点検報告特例認定申請書を受理したときは、防火対象物点検報告特例認定申請書整理簿（第七号様式）に記録し、当該申請に係る検査をしなければならない。

2 前項の規定による検査は、防火対象物点検報告特例認定検査報告書（第八号様式）により行うものとする。

3 課長又は署長は、防火対象物点検結果報告・特例認定及び管理権原者変更届出書受理状況表（第六号様式）により月間集計を行い、翌月十日までに消防長に報告するものとする。

（認定・不認定の決定及び通知）

第六条の五 消防署長は、法第八条の二の三第三項の規定により認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、（認定・不認定）通知書（第九号様式）により申請者に通知するものとする。

（管理権原者の変更届出）

第六条の六 消防署長は、法第八条の二の三第五項の規定により管理権原者変更届出書を受理したときは、管理権原者変更届出書整理簿（第十号様式）に記録しなければならない。

2 課長又は署長は、防火対象物点検結果報告・特例認定及び管理権原者変更届出書受理状況表（第六号様式）により月間集計を行い、翌月十日までに消防長に報告するものとする。

（受理要領）

第六条の七 消防署長は、第六条の三（防火対象物点検結果報告書）、第六条の四（防火対象物点検報告特例認定申請書）及び第六条の五（管理権原者変更届出書）を受理したときは、当該記載内容及び添付書類を確認し届出済印（第十一号様式、第十二号様式、第十三号様式）を押印し収受する。

（連結送水管の結合金具等の指定）

第七条 規則第三十一条第三号の規定により、消防長が指定する結合金具は、放水口にあつては呼称五十の差込式差し口とする。

（総合操作盤の設置を要する防火対象物の指定）

第七条の二 規則第十二条第一項第八号ハ（規則第十四条第一項第十二号、第十六条第三項第六号、第十八条第四項第十五号、第十九条第五項第二十三号、第二十条第四項第十七号、第二十一条第四項第十九号、第二十二条第十一号、第二十四条第九号、第二十四条の二の三第一項第十号、第二十五条の二第二項第六号、第二十八条の三第四項第十二号、第三十条第十号、第三十条の三第五号、第三十一条第九号、第三十一条の二第十号及び第三十一条の二の二第九号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次の各号に掲げるものとする。

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防施行規程)

三六〇

一 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方米以上の防火対象物

二 地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二万平方米メートル以上の特定防火対象物

三 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物
(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第八条 条例第三条第二項第三号、第十一条第一項第九号及び第十八条第一項第十三号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

一 条例第三条第二項第三号 (条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条、第八条の二及び第九条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

(ア) 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

(イ) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和四十七年労働省令第三十三号) に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイ

ラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者 (条例第四条第二項、第八条及び第八条の二において条例第三条第二項第三号を準用する場合に限る。)

イ 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

(ア) 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(イ) 電気工事士法 (昭和三十五年法律第三十九号) に基づく電気工事士の資格を有する者

二 条例第十一条第一項第九号 (条例第八条の三第一項及び第三項、第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第十五条第二項並びに第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者 (条例第八条の三第一項及び第三項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合にあっては、燃料電池発電設備の改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上

のものに限る。)

ウ 電気工事法に基づく電気工事士の資格を有する者(条例第八条の三第一項及び第三項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合を除く。)

エ 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(「自家用発電設備専門技術者」という。)(条例第十二条第二項及び第三項において条例第十条第一項第九号を準用する場合に限る。)

オ 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(「蓄電池設備整備資格者」という。)(条例第十三条第二項及び第四項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合に限る。)

カ 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(「ネオン工事技術者」という。)(条例第十四条第二項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合に限る。)

三 条例第十八条第一項第十三号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に關しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

(火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの の指定)

第九条 条例第十一条第一項第三号及び第二項、第十二条第三項並びに第十三条第四項の規定により、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの、次の各号に掲げるものとする。

一 キュービクル式変電設備(第十一条第一項第三号及び第二項関係)

ア キュービクル式変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱(以下「外箱」という。)に収納したものをいうものであること。

イ キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は一・六ミリメートル(屋外用のものは、二・三ミリメートル)以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分を除く。)には、防火戸(建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不

A [甲府広域二二]

燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から十センチメートル以上離して収納できるものとすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の侵入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを難燃材料の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) ヒューズ等に保護された電圧計

(エ) 計器用変成器を介した電流計

(オ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料の防火性能を有する材料によるものに限る。）

(カ) 配線の引込み口及び引出し口

(キ) ケに規定する換気口及び換気装置

電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外

箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

ク 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

ケ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面に於いて、当該面の面積の三分の一以下であること。

(ウ) 自然換気口によつては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(エ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火設備（防火ダンパー）を設ける等の防火措置が講じられていること。

コ 外箱には、直径十ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

二 キュービクル式発電設備（第十二条第二項及び第三項関係）

ア キュービクル式発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。

イ キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は一・六ミリメートル（屋外用ものは、二・三ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から十センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防火措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(7) 各種表示灯（カバーを難燃材料の防火性能を有する材料

としたものに限る。）

(イ) 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管

(ウ) 燃料の出し入れ口

(エ) 配線の引出し口

(オ) シに規定する換気口及び換気装置

(カ) 内燃機関の排気筒及び排気消音器

(キ) 内燃機関の息抜き管

(ク) 始動用空気管の出し入れ口

キ 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

ク 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。

ケ 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。

コ 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

サ 配線をキュービクルから引出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

シ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の三分の一以下であること。

(ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(エ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

ス 外箱には、直径十ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引出し口、換気口等も同様とする。

三 キュービクル式蓄電池設備 (第十三条第二項及び第四項関係)

ア キュービクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものを用いるものであること。

イ キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は一・六ミリメートル (屋外用のものは、二・三ミリメートル) 以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、こ

の限りでない。

ウ 外箱の開口部 (換気口又は換気設備の部分を除く。) には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から十センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防火措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの (屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防火措置が講じられているものに限る。) 以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯 (カバーを難燃材料の防火性能を有する材料としたものに限る。)

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) 切替スイッチ等のスイッチ類 (難燃材料の防火性能を有する材料によるものに限る。)

(エ) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

(ホ) サに規定する換気口及び換気装置

(カ) 配線の引込み口及び引出し口

キ 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。

ク キュービクル内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

ケ 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

コ 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

サ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ア) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の二以下であること。

(イ) 自然換気口によつては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(ウ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火設備(防火ダンパー)を設ける等の防火措置が講じられていること。

シ 外箱には、直径十ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引き込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

(避雷設備の指定)

第十条 条例第十六条第一項の規定により、消防長が指定する日本工業規格に適合するものは、「JIS A 四二〇一一一九九二(建築物等の避雷設備(避雷針))」とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第十一条 条例第二十三条第一項の規定により、消防長が指定する場所は、令別表第一に掲げる防火対象物のうち次の各号に掲げるものとする。ただし、令第一条の二第二項で規定する令別表第一に掲げる各項の用途に供される部分とみなされる従属的な部分がある場合は、当該部分を令別表第一各項の用途としてこの規定を準用する。

一 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持込んではない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台

イ 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。)

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあっては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店若しくは物品販売業を営む店舗（延べ面積が千平方メートル以上のもの）の売場及び通常顧客が出入する部分（喫煙にあっては、食堂部分で喫煙設備のある場所又はその他の部分に設けられた喫煙所で条例第二十三条第三項に規定する表示をした場所を除く。以下クにおいて同じ。）

カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

キ 自動車車庫又は駐車場で次に該当するもの（危険物品については除く。）

(ア) 駐車のに供する部分の床面積が地階又は二階以上の階にあっては、二百平方メートル以上、一階にあっては、五百平方メートル以上、屋上部分にあっては、三百平方メートル以上のもの

(イ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収納台数が十以上のもの

ク 屋内展示場で公衆の出入りする部分
ケ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に

よって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該文化財において行われる伝統的行事、宗教的行事等に使される場合及び一般の住宅の用に供されている建造物の部分を除く。

二 危険物品を持込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号ア、イ、ウに掲げる場所を除く。）の公衆の出入する部分

イ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの

（火災予防上必要と認める措置）

第十一条の二 条例第二十三条第四項第一号の規定により、消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、すべての措置を実施することを要しない。

一 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設置すること。

- 二 定期的に館内を巡視すること。
- 三 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送をすること。

四 その他、防火対象物の使用形態等に応じ、消防長又は消防署長が火災予防必要と認める措置が講じてあること。

2 条例第二十三条第五項の規定により、消防長又は消防署長が火災予防必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されている場合は、すべての措置を実施することを要しない。

一 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設置すること。

二 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送を実施すること。

三 定期的に館内巡視を実施すること。

四 その他防火対象物の使用形態に応じ、消防長又は消防署長が火災予防必要と認める措置が講じてあること。

（消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定）

第十二条 条例第四十五条の二第二項の規定により、消防長又は消防署長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理

のため通常人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

一 洞道

通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道のうち次のいずれかに該当するもの

ア 洞長五十メートル以上の洞道

イ 共同溝（共同溝の整備に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）に基づく「共同溝」以下同じ。）と接続する洞道

二 共同溝

通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝

三 前二号の洞道等の管理を目的として設置された地下道又はすい道

四 前三号以外で消防長又は消防署長が必要と認める洞道等

2 条例第四十五条の二第二項に規定する重要な変更とは、前項に規定する指定洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその他安全管理対策等の大幅な変更等とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規程（昭和五十一年

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防施行規程)

三六八(一三六四)

年規程第二号)は、廃止する。

附 則 (昭和六〇年消本規程第六号)

この規程は、昭和六十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年消本規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年消本規程第五号)

この規程は、平成四年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年消本規程第一四号)

1 この規程は、平成四年十月一日から施行する。

2 財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油燃焼機器技術講習を修了した者(石油燃焼機器点検整備士)については、平成九年九月三十日までの間に限り、改正後の第七条第一号アの設備及び第三号の器具に係る点検及び整備に関し必要な知識及び技能を有する者とする。

附 則 (平成八年消本規程第二号)

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年消本規程第一号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年消本規程第一号)

この規程は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六条

の四及び第六条の七中防火対象物点検報告特例認定申請書に係る受理の規定は、同年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年消本規程第五号)

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年消本規程第七号)

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年消本規程第一二号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年消本規程第五号)

この規程中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年消本規程第一号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年消本規程第七号)

1 この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防用設備等に係る総合操作盤の設置については、この規程による改正後の第七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第1号様式（第6条の2関係）

防 火 対 象 物 点 検 票

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	☐ 適		
			☐ 否		
	設備の管理	☐ 適			
		☐ 否			
	火を使用する器具等	器具の取扱い	☐ 適		
			☐ 否		
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	☐ 適		
			☐ 否		
		が ん 具 用 煙 火 の 制 限	☐ 適		
			☐ 否		

第2号様式 (第6条の2関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は 取扱い数量	☐ 適		
		☐ 否		
	火気の使用制限	☐ 適		
		☐ 否		
	漏れ・あふれ又は 飛散の防止	☐ 適		
		☐ 否		
	容 器	☐ 適		
		☐ 否		
	少量 計器類に 関する監視	☐ 適		
		☐ 否		
	タンク本体	☐ 適		
		☐ 否		
	配 管	☐ 適		
		☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第3号様式 (第6条の2関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
		漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	☐ 適		
			☐ 否		
		容 器	☐ 適		
			☐ 否		
	計 器 類 に 関 する 監 視	☐ 適			
		☐ 否			
	タ ン ク 本 体	☐ 適			
		☐ 否			
	配 管	☐ 適			
		☐ 否			
綿 花 類 等	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適			
		☐ 否			
	集 積 単 位	☐ 適			
		☐ 否			
	計 器 類 に 関 する 監 視 (廃棄物固形化燃 料等を貯蔵し、又 は取り扱う場合)	☐ 適			
		☐ 否			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第4号様式（第6条の3関係）

防火対象物点検結果報告書整理簿

整理番号	項	台帳番号	防火対象物名称		報告年月日	報告年月日	報告年月日	報告年月日	備考
			所	在 地					
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

※ 特例認定を受けた場合には備考欄に年月日等を記載する。

第5号様式（第6条の3関係）

第八編 業務
（甲府地区広域行政事務組合火災予防施行規程）

整 理 番 号		決 裁 欄			
年 月 日 (あて先) 消防署長 所属 氏名 印					
防火対象物点検結果審査報告書					
防火対象物名称				用 途	
関 係 者 氏 名		電 話	台帳番号		
所 在 地			収容人員	人	
報 告 年 月 日	前 回	年 月 日			
	今 回	年 月 日			
防火対象物点検資格者氏名					
点 検 項 目	点検資格				☐ 適・ ☐ 否
	点検期間				☐ 適・ ☐ 否
	消防計画及び防火管理者選任（解任）の届出				☐ 適・ ☐ 否
	消防計画				☐ 適・ ☐ 否
	共同防火管理協議事項				☐ 適・ ☐ 否
	避難上必要な施設及び防火戸の管理				☐ 適・ ☐ 否
	防災物品の表示				☐ 適・ ☐ 否
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出				☐ 適・ ☐ 否
	消防用設備等の設置				☐ 適・ ☐ 否
	消防用設備等の設置の届出・消防機関の検査				☐ 適・ ☐ 否
	火を使用する設備の位置・構造及び管理等				☐ 適・ ☐ 否
	指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱い				☐ 適・ ☐ 否
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い				☐ 適・ ☐ 否	
意見					

A [甲府広域二〇]

第6号様式（第6条の3関係）

防火対象物点検結果報告・特例認定及び管理権原者変更届出書受理状況表（ 月中）

(あて先) 消防長																	決 裁 欄		年 月 日 印	
政 令 区 分	対 象 物 総 数	報 告 対 象 総 数	総 数 比 率 (%)	内 訳								未 報 告 対 象 物		特 例 認 定		変 更 管 理 権 原 者 届				
				点 検 を 要 す る 対 象 物 数		報 告 月 当		象 物 累 計		比 率 (%)		300人 以上	1 階 段	300人 以上	1 階 段					
				300人 以上	1 階 段	300人 以上	1 階 段	300人 以上	1 階 段	300人 以上	1 階 段									
(1)	イ																			
	ロ																			
(2)	イ																			
	ロ																			
(3)	ハ																			
	ニ																			
(4)	イ																			
	ロ																			
(5)	イ																			
	ロ																			
(6)	ハ																			
	ニ																			
(9)	イ																			
(10)	イ																			
(16の2)																				
合 計																				

※ 点検を要する対象物総数は、特例認定数を除く。

防火対象物点検報告特例認定申請書整理簿（平成 年）

[illegible]

第8号様式（第6条の4関係）

整 理 番 号		決 裁 欄			
		年 月 日			
(あて先) 消防署長		所属 氏名 印			
防火対象物点検報告特例認定検査報告書					
防火対象物名称		用 途			
関 係 者 氏 名		電 話	台帳番号		
所 在 地		収容人員		人	
検 査 項 目	管理開始日	☐ 適・ ☐ 否	消防計画の実施	☐ 適・ ☐ 否	
	命令の有無	☐ 適・ ☐ 否	防災センター要員 に対する講習の受講	☐ 適・ ☐ 否	
	命令事由の有無	☐ 適・ ☐ 否	訓練の実施回数	☐ 適・ ☐ 否	
	取消しの有無	☐ 適・ ☐ 否	訓練の事前通報の有無	☐ 適・ ☐ 否	
	取消し事由の有無	☐ 適・ ☐ 否	共同防火管理協議 事項の決定及び届出の有無	☐ 適・ ☐ 否	
	消防法第8条の2 の2第1項による 点検及び報告の実施	☐ 適・ ☐ 否	避難上必要な施設 等の維持管理	☐ 適・ ☐ 否	
	虚偽報告の有無	☐ 適・ ☐ 否	防災対象物品に対する表示	☐ 適・ ☐ 否	
	消防法第8条の2 の2第1項による 点検の結果	☐ 適・ ☐ 否	圧縮アセチレンガス 等の貯蔵等の届出	☐ 適・ ☐ 否	
	防火管理者選任 (解任)届出書の 有無	☐ 適・ ☐ 否	消防用設備等の設置 及び維持	☐ 適・ ☐ 否	
	消防計画作成(変更) 届出書の有無	☐ 適・ ☐ 否	設置届出書の有無	☐ 適・ ☐ 否	
	防火管理業務の一部委託	☐ 適・ ☐ 否	消防法第17条の3 の3による点検及び報告の実施	☐ 適・ ☐ 否	
管理権原を有する 範囲	☐ 適・ ☐ 否	火災予防施行規程 第6条の2に定める基準	☐ 適・ ☐ 否		
大規模地震対策特別措置法の指定	☐ 適・ ☐ 否				
検 査 内 容 等					
検 査 日	年 月 日	立会者		通 知 書 受 領 者 名	印
認定の効力が生じる日				年 月 日	受 付 日
				年 月 日	

第9号様式 (第6条の5 関係)

(認定・不認定) 通知書

第 年 月 日		
(申請者住所・氏名等) 様		
消 防 署 長 印		
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付 で申請のあった次の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定し ない) ことを決定したので通知します。 なお、この処分不服のある場合は、この処分があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内に消防長に対して審査請求すること ができます。		
防火対象物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備考 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。

第 11 号様式 (第 6 条の 7 関係)

第 年 月 日

届 出 済

甲府地区広域行政事務組合
中央消防署

2.5 センチメートル

3.5 センチメートル

第 12 号様式 (第 6 条の 7 関係)

第 年 月 日

届 出 済

甲府地区広域行政事務組合
南消防署

第13号様式（第6条の7関係）

第	号	
年	月	日
届	出	済
甲府地区広域行政事務組合 西消防署		